

2025 年度地域保健普及啓発業務委託契約仕様書（案）

この仕様書は町田市（以下「甲」という）が発注する「2025 年度地域保健普及啓発業務委託契約」に適用し、受託者（以下「乙」という）が行う業務（以下「委託業務」という）の内容及び実施方法等について定める。

1 目的

この契約は、市民の健康づくり及び公衆衛生の意識向上を図るため、町田市（以下、「甲」という）が実施する地域保健又は公衆衛生等に関する情報を効率的かつ効果的に発信することを目的とする。

2 履行場所

町田市の指定する場所

3 契約期間

2025 年 4 月 15 日から 2026 年 3 月 16 日まで

4 委託業務

乙は、契約の目的を達成するため、以下の業務を実施する。

（1）保健所情報紙「みんなの健康だより」の発行

乙は、夏号（2025 年 7 月 1 日発行）、特別号（2025 年 10 月 15 日発行）の年 2 回発行すること。

なお、特別号については、11 月に実施する「町田市総合健康づくり月間 2025」の各コンテンツを紹介すること。

①発行部数・発行形態・紙面の構成等

「【別紙 1】発行物印刷製本特記仕様書」のとおり

②事業概要

ア 表記ルール等の提示

乙は、甲に表記ルール等入稿における注意点を示した一覧を提示し、紙面の表記統一を図ること。

イ スケジュール案の提出

乙は、各号のスケジュール案を甲に提示し、甲から承諾を得ること。

ウ 掲載希望シート(夏号)・参加希望団体一覧(特別号)の提出

甲は、夏号については、関係部署から集めた掲載希望シートを乙に提供する。

また、特別号については、甲は「町田市総合健康づくり月間 2025」の参加団体の募集を行った上で、集まった参加希望団体一覧を乙に提供する。

乙は、それらに基づき、次の「エ 記事の提案・紙面のレイアウト案の作成」を行うこと。

エ 記事の提案・紙面のレイアウト案の作成

乙は、今までのアンケート結果や甲の提案に沿って、契約目的である市民の健康づくり及び公衆衛生の意識向上に繋がるような記事の提案を行うこと。

乙は、甲に提案記事について確認をとった後、甲から提出された掲載希望シート（特別号においては参加希望団体一覧）と自ら提案した記事を基に、企画会議までに幅広い世代の方にとって読みやすい紙面のレイアウト案を作成し、甲の確認を取ること。なお、レイアウト案には目安となる文字の大きさ、量、字間、行間等が分かるようにすること。

オ 企画会議の開催

乙は、夏号の発行にあたって、発行日の約2か月前を目安に企画会議を開催すること。なお、特別号については、甲が必要があると判断した場合のみ開催すること。企画会議において、乙は記事の内容や文書表現等全般的な提案を行い、健康推進課及び掲載を希望する各課・各団体と調整すること。

カ 記事の作成

乙は、企画会議の内容を基に、保健所健康推進課及び各課・各団体と調整し、それぞれの指示を反映させた上で、読みやすく分かりやすい、親しみの持てる記事を作成すること。

なお、記事内容の調整にあたっては、保健所健康推進課を通さず、各課・各団体の担当者と直接やり取りを行うこととする。

また、乙が提案した記事については、乙において取材及び記事の作成を行い、記事の内容について甲の承諾を得ること。

キ 校正

校了までの間に、初校、2校、色校正の3回を行うこと。校正にあたっては、健康推進課に紙面データ及び印刷した紙面15部を提出し、確認期間を一週間以上設けること。

ク 印刷

印刷の仕様については、「【別紙1】発行物印刷製本特記仕様書」のとおりとする。

なお、印刷にあたっては、「【別紙2】印刷用特記仕様書」を遵守すること。

ケ 納品・配布

乙は、各号の発行ごとに「【別紙3】送付先リスト（案）」に定めるとおりに仕分けして納品すること。ただし、甲から送付先及び送付部数について変更の指示があった場合は、そちらを優先すること。

コ 新聞折り込み

乙は、各号の発行にあたって、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、東京新聞、産経新聞及び日本経済新聞の各新聞販売店を通じて、市の指定する発行日に、新聞折り込みにて町田市内の世帯に配布すること。ただし、発行日が新聞休刊日にあたる場合は、発行日の前日に配布すること。

サ 電子データ及び音声版用データの納品

乙は、納品物の電子データ（PDF形式）及び音声読み上げ版用データを、土日祝日を除いた発行日の5日前までに納品すること。

シ アンケートの実施

乙は、読者にWeb上でアンケートを実施すること。実施にあたっては、アンケートの回答率を上げるための工夫をし、アンケート内容については甲と調整した上で決定すること。

回答率を上げるための工夫として読者プレゼントを行うことも可能とする。ただし、読者プレゼントの内容については甲に承諾を得ること。

ス 読者モニターの設置

乙は、読者モニターを設置すること。夏号の発行後に読者モニターを設け、紙面に対する感想や要望をヒアリングして次号の発行に役立てること。読者モニターとなる団体は、甲の要望に応じて乙が探し、依頼すること。

セ その他

乙は、甲と協議のうえ、情報紙に広告を掲載することが出来る。その場合、広告料は乙の収入とする。なお、掲載する広告の基準は「【別紙 4】 町田市広告掲載基準」に定めるとおりとする。

(2) 地域保健普及啓発に係る仕分け・発送業務

次の資材を年 2 回、「【別紙 3】 送付先リスト (案)」に定める場所に仕訳して納品すること。ただし、甲から送付先及び送付部数について変更の指示があった場合は、そちらを優先すること。

資材：

- (ア) B1 サイズポスター (年 2 回、約 120g/部)
- (イ) B3 サイズポスター (年 2 回、約 31g/部)
- (ウ) A4 サイズポスター (年 2 回、約 10g/部)
- (エ) A5 サイズ 16 ページ冊子 (年 1 回、約 26g/部)
- (オ) A4 サイズクリアファイル (年 2 回、約 25g/部)
- (カ) A4 サイズチラシ絵柄① (年 2 回、約 5g/部)
- (キ) A4 サイズチラシ絵柄② (年 2 回、約 5g/部)
- (ク) A4 サイズチラシ絵柄③ (年 2 回、約 5g/部)

(3) 民間協定企業と連携した健康づくりに関する普及啓発業務

乙は、甲と「健康づくりに向けた包括的連携に関する協定」を締結している民間企業（以下「民間協定企業」という）が参加する会議に出席し、民間協定事業と連携して「みんなの健康だより」を発行し、健康づくりに関する普及啓発業務を実施すること。

(4) 取材・撮影

① 「町田市総合健康づくり月間 2025」

乙は、「町田市総合健康づくり月間 2025」の期間中に、コンテンツの取材及び撮影を、子どもや親子、高齢者など各ライフステージの対象者ごとに行うこと。どのコンテンツを取材するかについては甲と協議して決定する。

取材及び撮影にあたっては、乙は取材先及び撮影先と調整した上で、肖像権を侵害しないよう配慮して行うこと。なお、取材先及び撮影先には「取材・撮影協力同意書」を記入してもらい、甲に提出すること。

② 地域保健普及啓発に関するイベント

甲が指定する地域保健普及啓発に関するイベントの取材・撮影を年間 2 日以上行うこと。なお、撮影は肖像権を侵害しないよう配慮して行うこと。

【参考】2024 年度実績（予定含む）

2025 年 2 月 10 日 ゲートキーパー普及啓発ポスターの表彰式

(5) その他

乙は、契約の目的を達成するため、地域保健又は公衆衛生等に関する情報を効率的かつ効果的に発信するための提案をすること。

5 委託業務の実施方法

(1) 各発行物及び物品の掲載内容、取材先、広告内容、紙面構成その他情報紙の編集に関する事項は、甲乙協議して決定すること。

(2) 取材、写真撮影、原稿執筆、紙面割付、文字校正、色校正、及び印刷は乙が行うこと。これらに要する費用は乙の負担とする。(例：取材先への謝礼、写真撮影のための材料費など)

6 報告

乙は、「4 委託業務」の各業務終了後、速やかに報告書を書面及びデータで提出し、甲の確認を得ること。委託業務の完了報告及び検査の請求は、当報告書をもって行ったものとする。

なお、「4(1)保健所情報誌「みんなの健康だより」の発行」及び「4(2)地域保健普及啓発に係る仕分け・発送業務」の実施報告書には納品先・発送状況を記載し、発送先に変更があった場合は、あわせて報告書に記載すること。

7 委託料の支払い

甲は、前項の検査の結果合格と認めたときは、「【別紙 5】支払内訳書」に基づき、適正な請求を受けてから 30 日以内に契約代金を支払うものとする。

8 情報セキュリティの確保

乙は、「【別紙 6】情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守して契約を履行すること。

9 環境により良い自動車の利用

乙は、契約の履行にあたって自動車を利用し、又は利用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」の規定に基づき、次の事項を遵守することとする。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出することとする。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）」の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

1 0 著作権及び著作者人格権について

「【別紙 7】 著作権及び著作者人格権に関する特記仕様書」に定める。

1 1 事故発生時の対応

乙は、契約の履行又は委託業務の実施に際して事故が発生したときは、適切な処理を行うとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

1 2 契約条項に関する疑義の解決

契約条項、仕様書、特記仕様書に関する疑義、又はこれらに記載がない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

1 3 担当

町田市保健所健康推進課健康推進係 電話 042－724－4236

1	印刷物名称	(1) みんなの健康だより（夏号） (2) みんなの健康だより（特別号）
2	発行部数	各9万6,000部
3	発行形態	タブロイド判・フルカラー・左めくり
4	紙質・インク等	『広報まちだ』2024年度使用のもの（エコ特白、坪量60.2 g/m ² ）と同等のものとする。紙質・インク等については【別紙2】印刷用特記仕様書を遵守する。
5	頁数	4 ページ
6	写真	(1)：10点程度 (2)：30点程度
7	イラスト	10点程度
8	図表	有り
9	基本構成	(1) みんなの健康だより（夏号） 1面：特集（1テーマ） 2～3面：2～3テーマ 4面：2～3テーマ及び保健所案内 ※2024年度までの基本構成です。変更の可能性があります。 (2) みんなの健康だより（特別号） 1面：カレンダー（コンテンツ一覧） 2～4面に約30のコンテンツを掲載 ※2024年度までの基本構成です。変更の可能性があります。
10	面割り付け	事業者が担当課の指示に基づき割付をする
11	原稿執筆	パターン1：乙が執筆し、内容を甲が確認する。 パターン2：甲が資料を提示し、乙がその資料に基づき執筆する。 パターン3：乙がレイアウトや文字数を示し、甲がそれに合わせて執筆する。
12	出校形式	原則は紙原稿で出校する
13	その他	その他必要に応じて協議する

【別紙 2】

印刷用特記仕様書

印刷並びに納入に使用する素材等については、以下の仕様を遵守すること。

- 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- 表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。
- 印刷物へリサイクル適性を表示すること。
 ※表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。
 ※「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。
 ア. Aランクの材料のみ使用の場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
 イ. AまたはBランクの材料のみ使用(ア. の場合を除く)する場合は「板紙にリサイクルできます」
 ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
- オフセット印刷については、植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファンシーペーパー(A)*／樹脂含浸紙(水溶性のもの)	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファンシーペーパー(B)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファンシーペーパー(C)*／樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙

【別紙 2】

② イ ン キ 類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ (オフセットインキ)／溶 剤型グラビアインキ／溶 剤型フレキソインキ／ス クリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水 性フレキソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UV イン キ☆／オフセット用金・ 銀インキ／パールインキ ／OCR インキ(油性)	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用 金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ／蛍 光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡イ ンキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	—	—	—
③ 加 工 資 材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス 等／難細裂化 EVA 系ホ ットメルト☆／PUR 系ホッ トメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホッ トメルト	【製本加工】 クロス貼り(布クロス、紙ク ロス)	—
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、プ レスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート(PP 貼) ／UV コート、UV ラミコー ト／箔押し	—	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シール (全離解可能粘着紙) ☆	【その他加工】 シール(リサイクル対応 型を除く)	【その他加工】 立体印刷物(レンチキュラ ーレンズ使用)	—
④ そ の 他	—	【異物】 粘着テープ(リサイクル 対応型)	【異物】 石／ガラス／金物(製本 用ホッチキス、針金等除 く)／土砂／木片／プラス チック類／布類／建材 (石こうボード等)／不織 布／粘着テープ(リサイク ル対応型を除く)	【異物】 芳香付録品(芳香剤、 香水、口紅等)

注1 ☆印の資材(難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール)は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

注2 * 印の資材(抄色紙、ファンシーペーパー)は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

【別紙3】

2025年度地域保健普及啓発業務 送付先リスト				96000	96000	12	250	3000	0	2000	6825	700	3320	12	250	3000	17000	2000	6840	700	3320
交換便以外、挨拶文1枚同梱想定でお願いいたします。 交換便で送付する場所は「角2封筒＋組織・係(施設)名ラベル貼り」した状態で健康推進課に一括納品想定です。				みんなの健康だより(2025年7月)	みんなの健康だより(特別号)	(ア-3月) B1ポスター	(イ-3月) B3ポスター	(ウ-3月) A4ポスター	(エ-3月) GK手帳(A5冊子)	(オ-3月) クリアファイル	(カ-3月) 【庁内印刷】 総合相談会 A4チラシ	(キ-3月) 【庁内印刷】 GK養成講座 A4チラシ	(ク-3月) 【庁内印刷】 A4チラシ(わかちあいの会)	(ア-9月) B1ポスター	(イ-9月) B3ポスター	(ウ-9月) A4ポスター	(エ-9月) GK手帳(A5冊子)	(オ-9月) クリアファイル	(カ-9月) 【庁内印刷】 総合相談会 A4チラシ	(キ-9月) 【庁内印刷】 GK養成講座 A4チラシ	(ク-9月) 【庁内印刷】 A4チラシ(わかちあいの会)
				96,000	96,000	12	250	3,000	0	2,000	6,825	700	3,320	12	250	3,000	17,000	2,000	6,840	700	3,320
				96,000	96,000	12	250	3,000	0	2,000	6,825	700	3,320	12	250	3,000	17,000	2,000	6,840	700	3,320
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	政策経営部 市民部	広聴課	総合案内	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0
2			市民相談室	0	0	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	50	20	0	5	5
3			町田市民フォーラム(消費・男女分含む)	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
4		市民協働推進課	成瀬コミュニティセンター	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
5			つくし野コミュニティセンター	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
6			木曾森野コミュニティセンター	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
7			三輪コミュニティセンター	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
8		市民課	町田駅前連絡所	50	50	0	0	1	0	20	5	10	5	0	0	1	30	20	0	10	5
9			木曾山崎コミュニティセンター	50	50	0	0	1	0	20	5	10	5	0	0	1	30	20	0	10	5
10			玉川学園駅前連絡所	50	50	0	0	1	0	20	5	10	5	0	0	1	30	20	0	10	5
11		忠生市民センター	忠生市民センター	50	50	0	0	1	0	20	5	10	5	0	0	1	50	20	0	10	5
12		鶴川市民センター	鶴川市民センター	50	50	0	0	1	0	20	5	10	5	0	0	1	50	20	0	10	5
13		南市民センター	鶴川駅前連絡所	50	50	0	0	1	0	20	5	10	5	0	0	1	50	20	0	10	5
14			南市民センター	50	50	0	0	1	0	20	5	10	5	0	0	1	50	20	0	10	5
15			なるせ駅前市民センター	50	50	0	0	1	0	20	5	10	5	0	0	1	50	20	0	10	5
16			堺市民センター	50	50	0	0	1	0	20	5	10	5	0	0	1	50	20	0	10	5
17			小山市民センター	50	50	0	0	1	0	20	5	10	5	0	0	1	50	20	0	10	5
18	文化スポーツ振興部	文化振興課	和光大学ポプリホール鶴川	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
19			町田市民ホール	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
20		スポーツ振興課	総合体育館	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
21			室内プール	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
22			成瀬クリーンセンターテニスコート	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
23		国際版画美術館	国際版画美術館	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
24	地域福祉部	生活援護課		0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	0	0	0	30	0	0	5	5
25		障がい福祉課		0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	0	0	0	30	0	0	5	5
26		町田リス園	町田リス園	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
27	地域障がい者支援センター	地域障がい者支援センター	忠生地域障がい者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
28			鶴川地域障がい者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
29			町田地域障がい者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
30			南地域障がい者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
31			堺地域障がい者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
32	いきいき生活部	いきいき総務課	ふれあいもみじ館	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
33			ふれあいいちょう館	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
34			ふれあいもっこく館	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
35			ふれあいくぬぎ館	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
36			ふれあいけやき館	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
37			ふれあい桜館	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
38		高齢者支援課	高齢者支援課	50	50	0	0	0	0	10	5	5	5	0	0	0	30	10	0	5	5
39			堺第1高齢者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
40			堺第2高齢者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
41			忠生第1高齢者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
42			忠生第2高齢者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
43			鶴川第1高齢者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
44			鶴川第2高齢者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	100	10	0	5	5
45			町田第1高齢者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
46			町田第2高齢者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
47			町田第3高齢者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
48			南第1高齢者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
49			南第2高齢者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
50			南第3高齢者支援センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
51			医療と介護の連携支援センター	15	15	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
52			わくわくブラザ町田	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
53	保健所	健康推進課		352	337	2	16	82	0	252	52	47	107	2	17	92	1,016	262	4,940	47	107
						0	2	30	0	20	10	30	30	0	2	30	50	20	0	30	30

2025年度地域保健普及啓発業務 送付先リスト				96000	96000	12	250	3000	0	2000	6825	700	3320	12	250	3000	17000	2000	6840	700	3320
交換便以外、挨拶文1枚同梱想定でお願いいたします。 交換便で送付する場所は「角2封筒＋組織・係(施設)名ラベル貼り」した状態で健康推進課に一括納品想定です。				みんなの健康だより(2025年7月)	みんなの健康だより(特別号)	(ア-3月) B1ポスター	(イ-3月) B3ポスター	(ウ-3月) A4ポスター	(エ-3月) GK手帳(A5冊子)	(オ-3月) クリアファイル	(カ-3月) 【庁内印刷】総合相談会 A4チラシ	(キ-3月) 【庁内印刷】 GK養成講座 A4チラシ	(ク-3月) 【庁内印刷】 A4チラシ(わかちあいの会)	(ア-9月) B1ポスター	(イ-9月) B3ポスター	(ウ-9月) A4ポスター	(エ-9月) GK手帳(A5冊子)	(オ-9月) クリアファイル	(カ-9月) 【庁内印刷】総合相談会 A4チラシ	(キ-9月) 【庁内印刷】 GK養成講座 A4チラシ	(ク-9月) 【庁内印刷】 A4チラシ(わかちあいの会)
No	部・分類	組織名	係・施設名 等																		
			96,000	96,000	12	250	3,000	0	2,000	6,825	700	3,320	12	250	3,000	17,000	2,000	6,840	700	3,320	
			96,000	96,000	12	250	3,000	0	2,000	6,825	700	3,320	12	250	3,000	17,000	2,000	6,840	700	3,320	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	子ども生活部	保健予防課	健康福祉会館	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	50	20	0	5	5
55			鶴川保健センター	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	50	20	0	5	5
56			保健栄養係	50	50	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0
57		生活衛生課	保健所中町庁舎	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
58		子ども総務課 児童青少年課	市庁舎2階キッズコーナー	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
59			子どもセンターばあん	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
60			子どもセンターつるっこ	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
61			子どもセンターばお	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
62			子どもセンターばお分館WAAAO	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
63			子どもセンターただON	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
64			木曽子どもクラブきそっち	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
65			子どもセンターまあち	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
66			南大谷子どもクラブMOこもこ	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
67			玉川学園子どもクラブこころ児童館	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
68			南町田子どもクラブつみき	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
69			小山子どもクラブさん	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
70			三輪子どもクラブMIWA～GO	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
71			小山田子どもクラブゆめいく	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	0	30	20	0	5	5
72			青少年施設ひなた村	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
73		子育て推進課	堺地域子育て相談センター	1	1	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0	1	1
74			南地域子育て相談センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	10	10	0	5	5
75			鶴川地域子育て相談センター	1	1	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0	1	1
76			忠生地域子育て相談センター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	10	10	0	5	5
77			町田地域子育て相談センター	1	1	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0	1	1
78		子ども発達支援課		50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
79	環境資源部	循環型施設管理課	町田市バイオエネルギーセンター	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
80	都市づくり部	公園緑地課	サン町田旭体育館	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
81			小野路グランド管理棟	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
82			町田GIONスタジアム	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
83			相原中央公園	50	50	0	0	1	0	10	5	5	5	0	0	1	30	10	0	5	5
84	町田市民病院	医事課	医事課	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
85	生涯学習部	図書館	中央図書館	50	50	0	0	1	0	20	5	10	5	0	0	1	30	20	0	10	5
86			さるびあ図書館	50	50	0	0	1	0	20	5	10	5	0	0	1	30	20	0	10	5
87			鶴川駅前図書館	50	50	0	0	1	0	20	5	10	5	0	0	1	30	20	0	10	5
88			金森図書館	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
89			木曽山崎図書館	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
90			忠生図書館	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
91			堺図書館	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
92			町田市民文学館	50	50	0	0	1	0	20	5	5	5	0	0	1	30	20	0	5	5
93	学校教育部	教育総務課	市立小・中学校(60校)	1,200	1,200	0	0	62	0	0	310	0	0	0	0	62	3,100	0	0	0	0
94		教育センター	教育センター	50	50	0	0	1	0	15	5	5	5	0	0	1	30	15	0	5	5
95	幼・保育		市内161ヵ所	1,610	1,610	0	0	163	0	0	815	0	0	0	0	163	1,630	0	0	0	0
96	三師会	一般社団法人町田市医師会	市内270ヵ所	2,700	2,700	0	0	270	0	0	1,350	0	1,350	0	0	270	2,700	0	0	0	1,350
97		公益社団法人東京都町田市歯科医師会	市内140ヵ所	1,400	1,400	0	0	140	0	0	700	0	700	0	0	140	1,400	0	0	0	700
98		一般社団法人町田市薬剤師会	市内110ヵ所	2,200	2,215	0	0	110	0	0	550	0	550	0	0	110	1,100	0	0	0	550
99	町内会自治会	町内会自治会掲示板・回覧用		0	0	0	0	1,900	0	0	1,900	0	0	0	0	1,900	0	0	1,900	0	0
100		町内会自治会会長配布用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	330	0	0	0	0
101	大学	青山学院大学		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
102		麻布大学		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
103		桜美林大学		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
104		恵泉女学園大学		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
105		国土館大学		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
106		サレジオ工業高等専門学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0

2025年度地域保健普及啓発業務 送付先リスト				96000	96000	12	250	3000	0	2000	6825	700	3320	12	250	3000	17000	2000	6840	700	3320
交換便以外、挨拶文1枚同梱想定でお願いいたします。 交換便で送付する場所は「角2封筒＋組織・係(施設)名ラベル貼り」した状態で健康推進課に一括納品想定です。				みんなの健康だより(2025年7月)	みんなの健康だより(特別号)	(ア-3月) B1ポスター	(イ-3月) B3ポスター	(ウ-3月) A4ポスター	(エ-3月) GK手帳(A5冊子)	(オ-3月) クリアファイル	(カ-3月) 【庁内印刷】総合相談会 A4チラシ	(キ-3月) 【庁内印刷】GK養成講座 A4チラシ	(ク-3月) 【庁内印刷】A4チラシ(わかちあいの会)	(ア-9月) B1ポスター	(イ-9月) B3ポスター	(ウ-9月) A4ポスター	(エ-9月) GK手帳(A5冊子)	(オ-9月) クリアファイル	(カ-9月) 【庁内印刷】総合相談会 A4チラシ	(キ-9月) 【庁内印刷】GK養成講座 A4チラシ	(ク-9月) 【庁内印刷】A4チラシ(わかちあいの会)
No	部・分類	組織名	係・施設名 等	96,000	96,000	12	250	3,000	0	2,000	6,825	700	3,320	12	250	3,000	17,000	2,000	6,840	700	3,320
				96,000	96,000	12	250	3,000	0	2,000	6,825	700	3,320	12	250	3,000	17,000	2,000	6,840	700	3,320
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
107	都立高校	昭和薬科大学	学生支援センター	15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
108		玉川大学		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
109		多摩美術大学		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
110		フェリスアこども短期大学		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
111		東京家政学院大学		300	300	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
112		東京工業大学		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
113		東京造形大学		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
114		法政大学		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
115		山野美容芸術短期大学		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
116		和光大学		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
117		和光大学 末木先生		0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	1	0	0	0	5
118		町田高等学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
119		小川高等学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
120		町田総合高等学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
121		野津田高等学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
122		町田工科高等学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
123		成瀬高等学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
124		山崎高等学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
125		町田の丘学園		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
126	通信制高校	第一学院高等学校 町田キャンパス		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
127		星槎学園中高等部 北斗校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
128		鹿島学園高等学校通信制(単位制)普通科 学習センター町田キャンパス		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
129		あずさ第一高等学校 町田キャンパス		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
130		KTC中央高等学院 町田キャンパス		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
131		LITALICOジュニア 町田教室		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
132	市内専門学校等	学校法人榎本学園 町田調理師専門学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
133		学校法人榎本学園 町田福祉保育専門学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
134		学校法人榎本学園 町田美容専門学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
135		学校法人榎本学園 町田製菓専門学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
136		学校法人 大原学園 町田校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
137		学校法人西田学園 アルファ医療福祉専門学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
138		学校法人 東京町田学園 町田デザイン&建築専門学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
139		LEO東京リーガルマインド 町田本校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
140		資格の学校TAC 町田校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
141		学校法人 東京町田学園 町田デザイン&建築専門学校	教育部 ビジュアル学科 河村様	0	0	0	1	10	0	10	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
142	私立中学・高校	桜美林中学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
143		桜美林高等学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
144		玉川学園 中学部		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
145		玉川学園 高等部		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
146		鶴川高等学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
147		サレジオ工業高等専門学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
148		日本大学第三中学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
149		日本大学第三高等学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
150		和光中学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
151		和光高等学校		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
152	銀行	城南信用金庫 原町田支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
153		城南信用金庫 すずかけ台支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
154		城南信用金庫 小山田支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
155		城南信用金庫 玉川学園支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
156		城南信用金庫 本町田支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
157		横浜銀行 鶴川支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
158		横浜銀行 成瀬支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
159		横浜銀行 町田支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0

2025年度地域保健普及啓発業務 送付先リスト				96000	96000	12	250	3000	0	2000	6825	700	3320	12	250	3000	17000	2000	6840	700	3320
交換便以外、挨拶文1枚同梱想定でお願いいたします。 交換便で送付する場所は「角2封筒＋組織・係(施設)名ラベル貼り」した状態で健康推進課に一括納品想定です。				みんなの 健康だより(2025年7月)	みんなの 健康だより(特別号)	(ア-3月) B1ポス ター	(イ-3月) B3ポス ター	(ウ-3月) A4ポス ター	(エ-3月) GK手帳 (A5冊 子)	(オ-3 月) クリア ファイル	(カ-3月) 【庁内印 刷】 総合相 談会 A4チラシ	(キ-3 月) 【庁内印 刷】 GK養成 講座 A4チラシ	(ク-3月) 【庁内印 刷】 A4チラシ (わかち あいの 会)	(ア-9月) B1ポス ター	(イ-9月) B3ポス ター	(ウ-9月) A4ポス ター	(エ-9月) GK手帳 (A5冊 子)	(オ-9 月) クリア ファイル	(カ-9月) 【庁内印 刷】 総合相 談会 A4チラシ	(キ-9 月) 【庁内印 刷】 GK養成 講座 A4チラシ	(ク-9月) 【庁内印 刷】 A4チラシ (わかち あいの 会)
No	部・分類	組織名	係・施設名 等	96,000	96,000	12	250	3,000	0	2,000	6,825	700	3,320	12	250	3,000	17,000	2,000	6,840	700	3,320
				96,000	96,000	12	250	3,000	0	2,000	6,825	700	3,320	12	250	3,000	17,000	2,000	6,840	700	3,320
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
160	JA	西武信用金庫 町田支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
161		JA町田市 本店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
162		JA町田市 鶴川支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
163		JA町田市 鶴川駅前支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
164		JA町田市 町田支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
165		JA町田市 忠生支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
166		JA町田市 堺支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
167		JA町田市 南支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
168		JA町田市 ポプラヶ丘支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
169		JA町田市 成瀬駅前支店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
170	ドラッグス ストア	ココカラファイン薬局 町田店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
171		ドラッグストアいらい町田中町店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
172		ココカラファイン 成瀬店		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
173	郵便局	原町田郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
174		玉川学園前郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
175		町田木曽郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
176		町田南大谷郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
177		町田藤の台郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
178		町田本町田郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
179		町田森野郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
180		町田木曽西郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
181		町田六郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
182		町田駅前郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
183		南郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
184		町田高ヶ坂郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
185		町田金森郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
186		町田南つくし野郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
187		町田つくし野郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
188		町田成瀬台郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
189		成瀬駅前郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
190		町田金森東郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
191		成瀬清水谷郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
192		グランベリーパーク郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
193		忠生郵便局		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
194	その他	町田税務署		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
195		町田市シルバー人材センター		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
196		八王子労働基準監督署町田支署		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
197		町田公共職業安定所		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
198		警視庁町田警察署		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	50	0	0	5	5
199		警視庁南大沢警察署		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
200		東京消防庁町田消防署		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
201		社会福祉法人 町田市社会福祉協議会		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	50	0	0	5	5
202		町田商工会議所		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
203		さがまちコンソーシアム事務局		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
204		町田法人会事務局		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
205		東京司法書士会 町田支部		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
206		東京都行政書士会 町田支部		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
207		東京弁護士会 町田法律相談センター		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
208		町田地区保護司会サポートセンター町田		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
209		一般社団法人町田介護サービスネットワーク町 田市介護人材開発センター事務局		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
210		東京都南多摩東部建設事務所		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
211		一般社団法人町田青年会議所		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
212		東京町田東ロータリークラブ		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5
213		東京町田ロータリークラブ		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5

2025年度地域保健普及啓発業務 送付先リスト				96000	96000	12	250	3000	0	2000	6825	700	3320	12	250	3000	17000	2000	6840	700	3320	
交換便以外、挨拶文1枚同梱想定をお願いいたします。 交換便で送付する場所は「角2封筒＋組織・係(施設)名ラベル貼り」した状態で健康推進課に一括納品想定です。				みんなの健康だより(2025年7月)	みんなの健康だより(特別号)	(ア-3月) B1ポスター	(イ-3月) B3ポスター	(ウ-3月) A4ポスター	(エ-3月) GK手帳(A5冊子)	(オ-3月) クリアファイル	(カ-3月) 【庁内印刷】総合相談会 A4チラシ	(キ-3月) 【庁内印刷】GK養成講座 A4チラシ	(ク-3月) 【庁内印刷】A4チラシ(わかちあいの会)	(ア-9月) B1ポスター	(イ-9月) B3ポスター	(ウ-9月) A4ポスター	(エ-9月) GK手帳(A5冊子)	(オ-9月) クリアファイル	(カ-9月) 【庁内印刷】総合相談会 A4チラシ	(キ-9月) 【庁内印刷】GK養成講座 A4チラシ	(ク-9月) 【庁内印刷】A4チラシ(わかちあいの会)	
No	部・分類	組織名	係・施設名 等																			
				96,000	96,000	12	250	3,000	0	2,000	6,825	700	3,320	12	250	3,000	17,000	2,000	6,840	700	3,320	
				96,000	96,000	12	250	3,000	0	2,000	6,825	700	3,320	12	250	3,000	17,000	2,000	6,840	700	3,320	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
214	健康づくり月間参加団体	東京町田サルビアロータリークラブ		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5	
215		東京町田クレインライオンズクラブ		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5	
216		国際ソロプチミスト町田		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5	
217		町田市老人クラブ連合会		15	15	0	0	1	0	0	5	5	5	0	0	1	10	0	0	5	5	
218		株式会社ゼルビア		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
219		ゼルビアフットサルパーク		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
220		鶴間公園(TSURUMA)パークライフパートナーズ)		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
221		アフラック生命保険株式会社		500	500	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
222		第一生命保険株式会社		1,200	1,200	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
223		朝日生命保険相互会社		600	600	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
224		日本生命保険相互会社		500	500																	
225		大塚製薬株式会社		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
226		ファイザー株式会社		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
227		中外製薬株式会社		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
228		明治安田生命保険相互会社		2,200	2,200	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
229		株式会社伊藤園		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
230		住友生命保険相互会社		1,800	1,800	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
231		リンケージ株式会社		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
232		町田ツーリストギャラリー		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
233		町田薬師池公園四季彩の杜西園		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
234		小野路里山交流館		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
235		成瀬クリーンセンターテニスコート		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
236		町田市フォトサロン		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
237		町田市文化交流センター		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
238		ASVベスカドーラ町田		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
239		株式会社丸井		15	15	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	
240		東京工業大学	保健管理センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	
241		健康づくり月間参加団体	東京都理学療法士協会町田市支部		15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
242			鶴川サナトリウム病院		15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
243			町田市訪問マッサージ連絡会		15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
244			一般財団法人町田市スポーツ協会		15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
245	駅	小田急電鉄株式会社	町田駅	0	0	1	0	1	0	100	0	0	0	1	0	1	0	50	0	0	0	
246			鶴川駅	0	0	1	0	1	0	50	0	0	0	1	0	1	0	50	0	0	0	
247			玉川学園前駅	0	0	1	0	1	0	50	0	0	0	1	0	1	0	50	0	0	0	
248		東日本旅客鉄道株式会社	町田駅	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	50	0	0	0	
249			成瀬駅	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	
250			相原駅(八王子支社 ビジネス推進部企画課企画経理グループ実吉様)	0	0	1	0	1	0	30	0	0	0	1	0	1	0	30	0	0	0	
251		東京急行電鉄株式会社	長津田駅(東急3駅分)	0	0	3	0	3	0	90	0	0	0	3	0	3	0	90	0	0	0	
252	京王電鉄株式会社	多摩境駅	0	0	1	0	1	0	50	0	0	0	1	0	1	0	50	0	0	0		
253	バス	神奈中バス	町田営業所	0	0	0	70	0	0	0	0	0	0	0	70	0	0	0	0	0	0	
254			多摩営業所	0	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	90	0	0	0	0	0	0	
255			大和営業所	0	0	0	60	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0	0	0	
256		コミュニティバス	まちっこ	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
257			唐木田線	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
258			たまちゃんバス	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	
259	悩みの相談先一覧掲載機関	社会福祉法人 いのちの電話		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	
260		東京多摩いのちの電話		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	
261		一般社団法人社会的包摂サポートセンター	中央本部事務局 よりそいホットライン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	
262		NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク	いのちと暮らしの相談ナビ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	
263		新月の会	守下 高子	0	0	0	0	0	0	0	5	0	20	0	0	0	10	0	0	0	20	

[illegible]

【別紙 4】

町田市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、町田市有料広告掲載取扱要綱第3条第8号に規定する審査基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載に関する審査は、この基準に基づき行う。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 本市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信頼度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の規定により風俗営業と規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) たばこの製造・販売に関わる業種(たばこの製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等を除く)
- (4) ギャンブルに関わる業種(公営収益事業に係るものを除く)
- (5) 消費者金融に関わる業種
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業に関わる業種
- (7) 債権の取立て、示談の引受け等に関わる業種
- (8) 占い、運勢判断に関わる業種
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 町田市で入札参加停止処分を受けている事業者
- (13) 法人税、市都民税等が課税される団体であって、それらを滞納している事業者
- (14) 町田市暴力団排除条例(平成25年3月29日条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者
- (15) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する事業者

【別紙 4】

- (16) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の途中でである事業者
- (17) 法令に違反している業種及び事業者
- (18) その他広告として掲載することが不適当であると認められる業種及び事業者

（掲載基準）

第 4 条 次の各号に定めるものは、広告掲載対象物等に掲載しない。

- (1) 広告掲載対象物等の公共性又はその品位を損なうおそれのある広告
- (2) 公序良俗に反するおそれのある広告
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に掲げる第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する営業に関わる広告
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する掲げる暴力団の利益につながる広告
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する不当な表示をしている商品や役務の広告
- (6) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）等に抵触する広告
- (7) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがある広告
- (8) 第三者をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (9) 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で利用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれがある広告
- (10) 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがある広告
- (11) 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがある広告
- (12) 宗教団体による布教活動を目的とする広告
- (13) 個人又は団体の意見広告
- (14) 国内世論が大きく分かれている内容に関わる広告
- (15) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービス提供に関わる広告
- (16) 法令の規定に違反するおそれのある広告
- (17) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当でないと

【別紙 4】

認める広告

(その他)

第5条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、個別の基準が必要な場合は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、2022年8月1日から施行する。

【別紙 5】

支払内訳書

件名 2025 年度地域保健普及啓発業務委託契約

	金額	消費税	合計
「みんなの健康だより」 夏号の発行業務			
「みんなの健康だより」 特別号の発行業務			
その他業務			
合計			

乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び町田市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行する。

また、特定個人情報を取扱う場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）も遵守して契約を履行する。

本特記仕様書は、契約書、契約約款、特記仕様書その他の契約書面と一体を成す。

本特記仕様書の記載内容が他の契約書面と相違するときは、本特記仕様書の記載内容を優先して適用する。

（秘密の保持）

- 1 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容（個人情報及びその他の情報をいう。以下同じ。）の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後又は解除後も同様とする。

（第三者への提供の禁止）

- 2 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

（指示目的以外の利用の禁止）

- 3 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を甲の指示する目的以外に使用してはならない。

（事故発生時の報告義務）

- 4 乙は、本契約に関する事故が生じたときは、直ちに甲に連絡するとともに、報告書を提出しなければならない。

（再委託の禁止）

- 5 乙は、あらかじめ甲に書面により申請し、承認された場合を除き、受託業務の処理を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に委託してはならない。

（再委託における遵守事項）

- 6 乙は、受託業務の処理を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）は、以下の事項を遵守しなければならない。
 - （1）契約条項に基づいて乙が遵守すべき事項について、乙と同様に委託先にも遵守させること。
 - （2）故意又は過失を問わず委託先が行った一切の行為について、連帯して責任を負うこと。
 - （3）委託先と委託に関する契約を締結し、当該契約書の写しを甲へ提出すること。
 - （4）適正な履行を確認するために、定期的に委託先への調査を実施し、甲からその書類の提出を求められたときには速やかに提出すること。
 - （5）委託先において事故が生じたときは、直ちに乙に連絡させるとともに、報告書を提出させること。
 - （6）承認内容に変更が生じた場合には速やかに再申請すること。なお、長期継続契約については、年度更新時に変更がないか確認し、報告すること。

（複写又は複製の禁止）

- 7 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の履行に複写又は複製が必要な場合は、その旨書面で提出し、甲から承認を得ることにより、複写又は複製することができる。

（情報の管理義務及び返還義務）

- 8 乙は、次の体制等により、契約の履行にあたり使用する甲の資料等を善良な管理者の注意をもって管理し、漏えい・流出及び滅失・毀損等の事故を防止しなければならない。

（1）施設設備の管理体制

乙は、事務室、電子計算機室、データ保管室その他受託した業務を実施するために使用する施設設備の保安体制を確保するものとする。

（2）情報の借用

乙は、受託業務の履行に必要な情報を甲から借用するときは、甲に「情報の借用に関する確

【別紙6】

認書」を提出しなければならない。

(3) 情報の利用

乙は、甲から借用した情報を、USBメモリ等の可搬記憶媒体で取り扱ってはならず、やむを得ない場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を得なければならない。甲から借用した情報を可搬記憶媒体で持ち出す際は、データを暗号化するとともに日時、用途、内容等を記録し、利用状況を定期的に甲に報告しなければならない。

(4) 情報の返還

乙は、本契約の終了後又は解除後及び受託業務の履行中であっても、甲の請求があったときは、甲の資料等を甲の指示に従い直ちに返還しなければならない。また、甲に「情報の返還に関する確認書」を提出しなければならない。

(5) 情報の消去等

乙は、本契約の終了後又は解除後、甲に返還若しくは納入する物又は特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去又は廃棄するものとする。また、甲に「情報の消去及び廃棄に関する確認書」を提出しなければならない。

(6) 外国に所在するサーバ等の使用

乙は、外国に所在するサーバ等の設備を使用して個人情報を取り扱う場合は、当該国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、甲に「外国に所在するサーバ等の設備の使用に関する確認書」を提出しなければならない。

(立ち入り調査)

- 9 甲は、本契約の適正な履行を確認するために必要があると認めるときは、乙及び乙の委託先に対して立ち入り調査を実施することができる。なお、甲は指定する者に調査を行わせることができる。

(監査への協力)

- 10 乙は、甲が受ける情報セキュリティ監査等に協力を求められたときは、速やかに協力しなければならない。

(履行体制図及び対応マニュアルの作成)

- 11 乙は、業務の履行体制図及び情報の漏えい・流出及び滅失・毀損等の事故が発生した場合の対応マニュアルを作成し、甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(情報セキュリティ対策実施状況の報告)

- 12 乙は、個人情報等の重要な情報資産を取り扱う場合及び甲の求めがある場合、情報セキュリティ対策の実施状況を書面により報告しなければならない。なお、甲の求める範囲がISMS（ISO 27001）の認証又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）又はこれに準ずる第三者認証により証明できる場合は、それらの登録証の写しを提出することでこれに代えることができる。

(守秘義務違反等の場合の措置)

- 13 甲は、乙に守秘義務その他契約に違反する行為があったときは、法令及び契約条項に定める措置（告発、損害賠償請求等）を行うことができる。

(特定個人情報の項目)

- 14 乙は、本契約の履行にあたり、特定個人情報を取扱う場合は、その項目について、書面により甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(作業証跡)

- 15 乙は、本契約の履行にあたり作業証跡を記録し、甲の請求があったときは、作業証跡を提出しなければならない。

【別紙6】

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

- 16 甲は、本契約に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表するものとする。

著作権及び著作者人格権に関する特記仕様書

本契約の履行に当たっては、次の事項を遵守すること。

本特約の記載内容が他の契約書面と相違するときは、本特約の記載内容を優先して適用する。

- 1 乙は、乙が本業務において甲に引き渡した成果物である著作物（以下「新規著作物」という。）の著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権を甲に無償で譲渡する。
- 2 乙は、甲及び新規著作物と乙が従来より有している著作物（以下「既存著作物」という。）を利用する第三者（以下「利用者」という。）に対し、一切の著作者人格権を行使しない。
- 3 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は乙に留保されるが、可能な限り、甲が利用者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、乙は可能な限り、甲が利用者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、利用者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、利用者が二次利用をできない箇所についてはその理由についても付するものとする。
- 4 乙は、新規著作物および既存著作物が第三者の知的財産権及び、その他の権利を侵害しないことを保証する。